

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 27 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件（高大接続改革）

・萩生田文部科学大臣、中山外務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人大学入試センター理事 義本博司君

（質疑者）上杉謙太郎君（自民）、宮路拓馬君（自民）、浮島智子君（公明）、足立康史君（維新）、吉川元君（立国社）、吉良州司君（立国社）、畑野君枝君（共産）、中川正春君（立国社）、山本和嘉子君（立国社）、城井崇君（立国社）、初鹿明博君（立国社）、川内博史君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

上杉謙太郎君（自民）

- (1) 台風第 19 号による学校の被災
 - ア 被災した学校数及び再開状況
 - イ 被災により他の学校の校舎を使用して授業を行っている 8 校の公立学校のうち、水害時の避難所に指定されていたにもかかわらず浸水により避難所として使用できなかった学校数
 - ウ 被災した学校施設の復旧に係る国の補助の仕組み
 - エ 公立小中学校における冷暖房設備の整備状況及びその必要性
 - オ 滅失、毀損した教科書の再給与の状況
- (2) 学校における防災
 - ア 学校現場の防災に係る文部科学省と内閣府の連携の必要性
 - イ 文部科学省が行っている防災教育の具体的内容
 - ウ 消防団員をコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の構成員に加える必要性
 - エ 実践的な防災対策のための消防団との連携の必要性
- (3) 子供の交通死亡事故
 - ア 小学生以下の子供の交通死亡事故数
 - イ 子供の交通死亡事故の防止に向けた萩生田文部科学大臣の決意
- (4) インターネットを通じた犯罪及びトラブルに子供が巻き込まれないための防犯教育等の現状
- (5) 大学入試改革の着実な実現に向けた萩生田文部科学大臣の決意

宮路拓馬君（自民）

- (1) 高大接続改革の目的及び達成に向けた具体的な取組
- (2) 共通一次学力試験及び大学入試センター試験の導入の経緯及び背景
- (3) 大学入学共通テスト
 - ア 英語民間試験の導入
 - a 既に個別の大学入試において英語民間試験の活用が進んでいる中で、国があえて大学入試英語成績提供システムを用いて同試験の活用を図ることとした理由
 - b 導入延期の理由及び背景
 - c 今後の検討内容
 - イ 記述式問題の導入
 - a 導入の理由
 - b 本委員会質疑等において指摘されている課題に対する文部科学省の認識
 - c 採点の公平性を高めるために解答方法に条件を付けることで、かえって受験生の思考力や表現力を問うことが難しくなるとの指摘に対する文部科学省の見解

- d 受験生による自己採点と実際の採点結果の一致率の向上のための方策
- ウ 英語民間試験及び記述式問題の導入について関係者の理解を得るための方策

浮島智子君（公明）

- (1) 大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入延期
 - ア 導入延期に伴う対応
 - a 延期に伴う変更点等の情報提供においてSNSの活用やスマートフォンによる閲覧を前提としたサイト作りに注力する必要性
 - b 導入を前提として準備を進めてきた高校生に対する配慮の必要性
 - イ 萩生田文部科学大臣の下に設置される検討会議
 - a 検討スケジュール、人選及び検討項目
 - b 吃音症等の障害を持つ者や家庭の経済状況が厳しい者等の意見を直接聞き、適切に検討結果に反映させる必要性
- (2) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 受験生が自己採点をシミュレートできるシステムを開発する必要性
 - イ 採点の質を確保するとともに、受験生や保護者の不安を払拭するための方策
 - ウ 株式会社学力評価研究機構が採点事業者として選定された経緯
 - エ 公明党が提言する「受験生や保護者等への出題や採点方法等に関する情報提供に努めること」及び「出題や採点方法等について第三者が検証する仕組みを設けること」等に関する文部科学省の取組
 - オ 課題の解決に向けた萩生田文部科学大臣の決意

足立康史君（維新）

- (1) 公益財団法人日本高等学校野球連盟（高野連）の有識者会議の答申における投球数制限
 - ア 投球数制限よりも大会期間の延長の方がより弊害の少ない投手の負担軽減策であるという意見に対する文部科学省の見解
 - イ 球児を最優先に考えた方針が採られるよう文部科学省が高野連に対し指導を行う必要性
- (2) 大学入学共通テスト
 - ア 萩生田文部科学大臣の下に設置される検討会議において英語民間試験の導入に係る歴代文部科学大臣の責任も検討対象となることの確認
 - イ 記述式問題の採点事業者とそのグループ会社における職務の併任が問題となるかの確認
 - ウ 各大学の個別試験における記述式問題の民間企業への委託事例の有無
 - エ 英語民間試験の公平性を確保するため、実施団体の試験部門と教材作成部門との間に銀行・証券間のファイアーウォール規制のような仕組みを導入する必要性
 - オ 私立大学による採点業務の民間委託に関する規制の有無
 - カ 教育分野の民間委託に伴う利益相反の疑い等の様々な問題に萩生田文部科学大臣が取り組む必要性
 - キ 教育分野の経済格差や地域格差の問題に対する文部科学省の見解

吉川元君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用
 - ア 下村博文衆議院議員が自由民主党内の会議において大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用を東京大学に指導するよう文部科学省に要請したとの報道

- a 英語民間試験の活用に対して公平公正を担保する観点から疑問を呈した五神真東京大学総長の指摘に対する萩生田文部科学大臣の見解
- b 「指導」及び「説明」の具体的な意味
- c 同議員の文部科学省への要請は大学の自治又は学問の自由を侵害するものであるとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
- イ 萩生田文部科学大臣の下に設置される検討会議
 - a 検討会議の構成
 - b 英語教育の専門家を委員に登用する必要性
 - c 高校生や受験生の意見を聴取する必要性
 - d 取り扱う議題及び論点
 - e 決定プロセスに関する検証対象及び検証方法
- ウ 大学入学共通テストとは別に英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を評価する試験を実施する可能性の有無
- エ 英語民間試験の活用の有無が当該大学の運営費交付金や私学助成の配分額に影響する懸念
- (2) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 採点業務の最終的な責任者
 - イ 採点者に対し実施される研修の内容
 - ウ 採点者に課される守秘義務
 - a 試験前に受講する研修内容についての守秘義務
 - b 自身が採点者であることを他言することが守秘義務違反に該当する可能性

吉良州司君（立国社）

大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入

- ア 導入の目的
- イ 日常的に英語を使用している文部科学省の職員数
- ウ 日常的に仕事や生活で英語を使用している者の割合
- エ 英語力を活かして活躍する者よりも必要に応じて英語を使用する者が多い状況を踏まえた、全ての人に対して英語4技能の修得を求めることの妥当性
- オ 英語で会話する際に最も重要なことについての萩生田文部科学大臣の見解
- カ 英語を「読む」技能とその他の英語の技能は正の相関関係があることから、「読む」技能を測ることで英語4技能は推測可能であるとの指摘に対する萩生田文部科学大臣の見解
- キ 英語教育に力を入れており、二次試験において英語の配点が高い大学への入学者とその他の大学への入学者の英語力の差
- ク 英語民間試験の導入は延期ではなく中止する必要性

畑野君枝君（共産）

- (1) 高等教育段階における修学支援新制度
 - ア 大学等の在学生に対する申請期間や手続等の周知徹底に関する文部科学省の取組
 - イ 大学側による周知不足で申請手続が遅れた学生に対し柔軟な対応を行う必要性
- (2) 自由民主党の会議における下村博文衆議院議員の言動
 - ア 同議員からの英語民間試験の活用を東京大学に指導するようとの要請を受け、文部科学省内で対応を検討した事実の有無
 - イ 同議員が私学助成を憲法上疑義のないものとするための改憲に向け教育関係者に協力を求めた事実の有無

- ウ 大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入
 - a 『大学入学希望者学力評価テスト(仮称)』検討・準備グループ」の議事録を、萩生田文部科学大臣が閲覧したことがあるかの確認
 - b 導入の決定過程における自由民主党の教育再生実行本部からの圧力の有無
- (3) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 守秘義務違反の際の対応
 - a 国家公務員及び独立行政法人大学入試センターの職員に適用される法律
 - b 採点事業者の職員及びアルバイトへの対応
 - c 採点事業者のアルバイトの守秘義務違反については、同事業者との契約内容次第であることの確認
 - d 採点事業者とアルバイトとの間の契約が既に結ばれているかの確認
 - イ ベネッセコーポレーションに登録している採点スタッフが大学入学共通テストの記述式問題の採点者となる可能性の有無
 - ウ 記述式問題の採点者数
 - エ 情報漏えいの懸念等を踏まえた採点事業者とベネッセコーポレーションとの大学入学共通テスト後の一定期間における人事交流の制限
 - a 一定期間終了後に採点ノウハウを模擬試験や教材作成に流用する可能性の有無
 - b 「一定期間」の具体的な期間
 - c 採点ノウハウの流用及び目的外使用を規制するための方策
 - オ 記述式問題の導入を中止するべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解

中川正春君（立国社）

高大接続改革の理念

- ア 大学入学共通テスト
 - a 英語民間試験及び記述式問題を導入しようとする理由
 - b これからの学生に必要な能力等の理念を各大学が共有した上で大学入学者選抜改革を進める必要性
 - c 一次試験である大学入学共通テストに記述式問題を導入する理由
 - d 各大学の個別試験において記述式問題を導入するべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - e 大学入学者選抜改革の意義について改めて根本から検討し直す必要性
- イ 「高校生のための学びの基礎診断」
 - a 教育再生実行会議第四次提言における達成度テスト基礎レベル及び発展レベルのその後の検討結果
 - b 民間事業者の試験を使うこととなった経緯
 - c 民間事業者の試験によって高等学校教育の方向性が誘導される懸念
- ウ 高等学校や大学の関係者と理念を共有した上で高大接続改革を進めていくべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解

山本和嘉子君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入が延期となった理由
- (2) 英語4技能を測定できる試験を国が開発する必要性
- (3) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 導入は困難であるとの指摘がある中で導入を決定した理由

- イ 学校現場からの不安の声に対する萩生田文部科学大臣の所感
- ウ 民間事業者への採点の委託
 - a 委託を決定した理由
 - b 採点者の属性及び選抜方法
 - c 採点ミスがあった場合における採点事業者の責任の有無
- エ 国語の記述式問題の採点に退職教員への協力要請を検討する旨の萩生田文部科学大臣の私見の具体的内容
- オ 試験実施前に採点基準等の情報が漏えいすることを防止するための方策
- カ 懸念事項が多い中で導入することについての萩生田文部科学大臣の見解

城井崇君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける「GTEC」の活用
 - ア 白紙の答案でもCEFRでランク付けされる同試験を活用することの是非
 - イ オフィシャルスコア証明書におけるCEFRレベルに関する説明の是非
 - ウ 白紙の答案でもCEFRでランク付けされることから、大学の受験資格を得るだけの目的で同試験の申込みを行う者が出るおそれ
- (2) 大学入試英語成績提供システム
 - ア 運営大綱の廃止により大学入学共通テストにおける英語民間試験の導入は延期ではなく中止されることの確認
 - イ 英語民間試験の導入延期の決断までに同システムに要した費用
 - ウ 英語民間試験の導入延期の責任の所在
- (3) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
 - ア 採点事業者による採点の実態
 - a アルバイトの採点経験者が指摘する採点の精度の低さや未経験者が多いという採点の実態に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - b 採点の実態を国として把握せずに導入を進めることの是非
 - イ 記述式問題の採点者
 - a 令和2年度の概算要求において採点者数を7,735人とした根拠及びその確保見込み
 - b 現役の大学生、大学院生及び採点事業者による臨時採用職員の内訳
 - c 採点事業者のグループ会社による利益相反行為への懸念が払拭されない限り、記述式問題の導入を中止する必要性
 - ウ 記述式問題の採点基準
 - a 採点作業中に更新された場合において、既に採点した答案を改めて採点し直すことになるのかについての確認
 - b 採点基準確定後に新たな正答が確認された場合の扱い
 - エ 採点者の事前研修において試験と類似した問題を使用することは出題傾向の予告になり情報漏えいに当たるとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - オ 平成28年8月に文部科学省が公表した「高大接続改革の進捗状況」において精緻な採点の実現可能性に懸念が示されていた記述式問題の導入は受験生のためにならないとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - カ 導入中止の決断をする必要性

初鹿明博君（立国社）

- (1) 幼児教育・保育の無償化におけるいわゆる幼児教育類似施設の扱い

- ア 同施設に対する具体的支援内容が明らかとなる時期
 - イ 支援対象施設に外国人学校が含まれるか否かの確認
 - ウ 朝鮮幼稚園であることを理由として支援対象から除外される可能性の有無
 - エ 今後の日朝交渉を有利に進めるための方法の一つとして、朝鮮幼稚園を支援対象に含めるべきとの意見に対する中山外務大臣政務官の見解
 - オ 一定の基準を設け、同基準を満たす施設を支援対象とする必要性
- (2) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
- ア 採点者の質の確保のため、記述式問題でA判定を受ける能力がある者のみを採用する必要性
 - イ 採点者を必要数確保できなかった場合の取扱い
 - ウ 記述式問題の導入を見送る必要性

川内博史君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストに係る平成30年度試行調査（プレテスト）における数学の記述式問題の採点
- ア 小問3問それぞれの正答数
 - イ 結果報告において「正答例とは異なる記述であっても題意を満たしているものは正答とする」としながら、採点者に正答例以外の正答を示さないまま採点させた事実の有無
 - ウ 採点者に提示した採点基準における正答例の数
 - エ 大学入試センターが代表的な例として示した正答例の数
- (2) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
- ア 記述式問題の導入に伴うリスクを踏まえ、知恵を結集して再検討を行う必要性
 - イ 予定通り導入するか否かを判断する時期について期限を示す必要性